

公害等調整委員会の動き (令和元年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
7月2日	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京
7月23日	成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京
7月30日	春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京
9月24日	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件
(令和元年(七)第4号事件)
令和元年8月16日受付
本件は、隣接する被申請人らの建築工事現場からの騒音・振動・粉塵により、申請人らに、不眠、ストレス障害、ぜんそく悪化等の健康被害が生じているほか、家屋の損傷、防音対策、借家人の退去等の財産被害を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3643万7870円の支払を求めるものです。
- 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件
(令和元年(ゲ)第2号事件)
令和元年9月9日受付
本件は、水戸地方裁判所から、同裁判所に係属している「水戸地方裁判所平成24年(ワ)第

494号・同第676号損害賠償請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

- 小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件
(令和元年(セ)第5号事件)
令和元年9月19日受付
本件は、申請人が、近接する食品製造会社(被申請人)の工場から排出されたエタノールによって増殖したカビの一種により、申請人の事業所の外壁に異常な黒ずみが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金1130万4802円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

- 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件
(平成30年(ゲ)第8号事件)
 - ① 事件の概要
平成30年8月16日、三重県四日市市の住民1人から、隣接する歯科医院を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する歯科医院がガス（塩素、フッ素を含む。）を排出・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和元年7月9日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成30年(七)第8号事件)

① 事件の概要

平成30年11月20日、東京都国立市の住民1人から建築会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるとして、被申請人に対し、損害賠償金92万2720円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和元年7月10日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

○ 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件

(平成29年(七)第10号事件)

① 事件の概要

平成29年12月28日、東京都府中市の住民1人から、隣接するアパートの所有者及び不動産管理会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、申請人宅に隣接して建設されたアパートの換気扇及び室外機から発生する騒音により、身体的・精神的苦痛等の被害を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3300万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、室外機等から発生する騒音と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査す

るために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年8月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

(平成29年(七)第7号事件・令和元年(調)第1号事件)

① 事件の概要

平成29年6月20日、千葉県成田市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が事前調査を行わないまま解体工事及び建築工事による振動を発生させ続けたことにより、申請人宅の風呂のドアの開閉不良や内壁壁紙亀裂等の財産被害が生じたこと及び工事終了後に損害賠償を行うと言ったにもかかわらず、本件工事と申請人宅被害との因果関係はない旨の書面を一方的に送りつける等の不誠実な対応を行ったことにより、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金327万5515円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、解体工事及び建築工事による振動と財産被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和元年8月9日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和元年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、9月6日の第2回調停期日において、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件

(平成30年(七)第7号事件)

① 事件の概要

公害等調整委員会の動き

平成30年11月5日、愛知県春日井市の住民1人から春日井市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人の使用している墓所に隣接する廃棄物焼却施設（小牧市所在）からのばい煙、錆により申請人の所有する墓石に変色が生じたのは、墓地の管理者である春日井市（被申請人）の管理義務の不履行によるものであり、物理的被害及び精神的損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金222万5840円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和元年9月24日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年9月25日、申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件

（平成28年（七）第1号事件・平成29年（七）第2号事件）

① 事件の概要

平成28年2月16日、千葉県成田市の住民4人から、コンビニエンスストアのフランチャイザー及び経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが、近接するコンビニエンスストアの屋外に設置された業務用エアコンの室外機等から発生する騒音・低周波音や駐車場等からの騒音等により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなど、精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1817万円9458円等の支払を求めたものです。

その後、平成29年1月16日、同申請人らから、ドラッグストアを運営する法人を相手方（被申請人）として、類似の内容の損害賠償金合計1320万円の支払を求める責任裁定申請があり（公調委平成29年（七）第2号事件）、同年10月3日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、各申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、合計8回の審問期日を開催するとともに、業務用エアコンの室外機から発生している騒音・低周波音と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、